

# 福島県の入札等制度に係る検証と改革案 ～ 中間取りまとめ ～

平成18年11月30日  
福島県入札等制度検証委員会

## はじめに

本委員会は、このたびの県発注公共工事を巡る一連の談合事件の発生に伴い、入札等制度について、具体的な実態調査等を通して課題等を検証し、必要な改善策を提言するために設置された。

平成18年10月12日に開催した第1回入札等制度検証委員会を始めとして、これまでに合計5回の委員会を集中的かつ精力的に行ってきた。この間、建設関係企業・団体及び市町村等からの意見の聴き取り調査を行うとともに、財団法人福島県建設技術センターの在り方に関する市町村アンケート調査なども行いながら、現在の入札等制度の問題点及び今後の望ましい入札等制度の在り方などについて、いろいろな意見を伺い、かつ、検証してきた。

談合は犯罪であり、談合に協力することは犯罪に加担することである。談合は決して許されるものではないことを行政側も業者側も十分認識する必要がある。本委員会は、談合が起きない、起こさない入札等制度の改善の方向性について中間的な取りまとめを行うものである。

## 入札等制度に関する検証項目

本委員会においては、談合事件において明らかになった入札等制度の課題等について、聖域を設けることなく、幅広く、様々な視点から検証を行うことを県から求められた。

入札等制度の検証については、限られた時間の中で集中的かつ効果的に行う必要があったため、次の5つのテーマを基本として、入札制度及びそれに関連する制度全般にわたり幅広く検証を行った。

- 1 公共工事における契約の在り方
- 2 公共工事における地産地消の在り方
- 3 財団法人福島県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）の在り方
- 4 技術系職員の建設関連企業・団体等への再就職の在り方
- 5 職員の意識改革及び情報管理の在り方

## 福島県の入札等制度の検証

### 第1 検証の経過

- 1 入札等制度検証委員会
  - (1) 第1回 10月12日（木）  
県の検討体制及び入札等制度に関する県の課題認識について
  - (2) 第2回 10月21日（土）  
福島県の入札制度等及び公共工事における地産地消の在り方について
  - (3) 第3回 11月2日（木）  
建設技術センター及び技術系職員の再就職について
  - (4) 第4回 11月13日（月）  
職員の意識改革及び情報管理の在り方について
  - (5) 第5回 11月20日（月）  
公共工事に係る新たな入札制度の論点整理について
  - (6) 第6回 11月30日（木）  
中間取りまとめ
- 2 建設関係企業・団体、市町村等からの意見の聴き取り調査
  - (1) 実施時期 平成18年10月下旬～11月上旬
  - (2) 実施内容等  
本委員会委員と出席者が非公開で面談する形式により、現在の入札制度の問題点と今後における望ましい入札制度等について幅広く意見の聴き取りを行った。

- ア 建設関係企業 6社
- イ 関係団体 2団体(建設技術センター、(社)福島県建設業協会)
- ウ その他関係団体 1団体(福島県土地改良事業団体連合会)
- エ 市町村 3市町村

### 3 建設技術センターの在り方に関する市町村アンケート調査

- (1) 実施時期 平成18年11月7日
- (2) 実施内容等

県内61市町村を対象に、建設技術センターが果たしてきた機能及び今後の市町村支援の在り方に関する意見等について調査した。

## 第2 テーマごとの検証内容

本委員会において審議してきた各テーマごとの検証内容の概要は次のとおりである。

### 1 公共工事における契約の在り方

#### (1) 現行の入札制度について

県の入札制度が談合問題によって歪められているため、談合が起きない入札制度をどう確立するかがこの委員会の大きなテーマである。

現在、県が大部分の公共工事で実施している指名競争入札は、発注者の恣意が入りやすく、入札参加者が限定されることによって談合を誘発しやすい制度であるため、入札価格が高止まりになる傾向がある。

現在は、予定価格は事前公表しているため、予定価格に関して官製談合になる可能性はない。むしろ指名のプロセスに問題があるため、指名制度を止めるべきである。

指名競争入札は、競争性、透明性、公正性、公平性の観点から疑問のある制度であり、談合の再発防止のためにもこれらの要件を備えた入札制度への転換が必要である。

#### (2) 工事費の積算について

積算は適正に行われているのか、共通費・一般管理費等は適切なのかという観点から検証した結果、歩掛は全国共通の標準歩掛としてい

るとともに、資材単価・労務単価は地域特性に基づいて決定しているなど、客観性が認められた。本県独自に標準歩掛を作成するのは現実的には困難であるため、現在のような積算方法はやむを得ないものと考ええる。

### (3) その他

特定建設工事共同企業体（特定JV）は、業者間の依存関係を醸成し、談合の生じやすい環境を作ることにつながる恐れがある。

落札率が高いのは県民の財産を無駄にしていることであり、県民が本当に受けるべきサービスを受けることができなくなっている。

## 2 公共工事における地産地消の在り方

地産地消の基本理念である、県民相互の連携と協力を展開することにより地域の活性化を促進させることについては否定されるものではない。

県予算に占める公共事業予算は平成8年度を100とした場合、平成18年度は51と約半分に落ち込んでいる一方、県内の建設工事許可業者はほぼ横ばいとなっている。県内建設業の構造改革を進めていく必要がある一方、県内経済の活性化を図る観点からは県内企業の受注機会の確保に配慮するとともに、下請契約における県内企業の活用を促す必要性も認められる。

ただし、公共工事における地産地消が談合の温床となっていた可能性もあるため、公共工事等の発注に当てはめた場合は、入札における公正な競争原理を侵さない範囲内でしか地産地消を認めるべきでない。

地産地消は農林水産業の分野における概念であるという本来の在り方を考えると、地域産業の育成という概念と切り離して考える必要がある。

## 3 建設技術センターの在り方

### (1) 今回の事件の原因

予定価格を事前公表している現在においては、建設技術センターから得られる情報で建設業者に有利な情報はない。

建設技術センターが丸ごと談合に関与しているように言われているが、一部の幹部職員にその責任があるのではないか。

建設技術センターは行政権限はないが、県からの積算業務の受託は、

県が発注する公共工事の請負額ベースで 52.3 %にも達している。自由に動ける分、トップである理事長が土木部長経験者の場合、政治力学上、影響力を行使することができたのではないかと考える。

(2) 見直しの方向

県が発注する公共工事の積算を受託している建設技術センターの元理事長が県の元土木部長である地位を利用して建設業者に便宜を図った疑いが持たれており、県との関係では解体的見直しを図るべきである。

ただし、建設技術センターの業務を検証すると、県の補完業務以外に市町村支援業務を担っている。

市町村支援業務については、市町村において技術職員の手薄な状況等を考えると引き続きその機能は残していく必要がある。

なお、建設技術センターについては、昨年度、福島県公社等外郭団体点検評価委員会の報告書において言及されている内容も踏まえる必要がある。

(3) 県の業務委託の在り方

行財政改革の関係で県の仕事を建設技術センターに任せているようだが、県が積算業務を委託していたことが今回の談合の原因の一つと考えられるため、談合防止のための守秘性を重視し、積算業務は原則として県の直営で行うべきである。

今後は、本当に建設技術センターでしかできない業務に限定すべきである。

具体的には、トンネル、橋梁工事等の高度かつ特殊な工事に係る積算については、センターにおけるノウハウを活用せざるを得ないため、当分の間、限定的に県から委託することもやむを得ない。

(4) 県職員の派遣、再就職の在り方

プロパー職員はまじめにやっている。ただし、建設技術センターが今回の談合で利用されたのは事実であり、土木部長経験者が理事長に就任するシステムは断ち切らなくてはならない。

理事長が県の技術系OBであったことが今回の談合の原因の一つと考えられるため、この部分の見直しを図るべきである。

県からの委託業務の縮小に伴い、県職員の派遣は原則廃止すべきである。

#### 4 技術系職員の建設関連企業・団体等への再就職の在り方

国家公務員は、国家公務員法により退職後の営利企業等への就業制限がなされる場合もあるが、地方公務員は法律によって退職後の営利企業等への就業制限がなされていない。

憲法第 22 条の職業選択の自由の関係から再就職の制限はできないと考えられることから、再就職後の営業活動の自粛期間を現在の 1 年間から 3 年間程度に延長するのが妥当である。

再就職者の氏名等について県で公表することも必要ではないか。

事務職員も同様に考えるべきではないか。

自分でスキルアップした職員が民間に必要とされて再就職する場合、いわゆる天下りとは違う。

入札制度が変われば、いわゆる天下りを受け入れるメリットは無くなるのではないか。

#### 5 職員の意識改革及び情報管理の在り方

##### (1) 職員の意識改革

今回の談合事件はトップの方が起こしており、業界、県ともに組織全体が阻止できなかった。

業者は談合は無くなると言っているし、行政側も談合は根絶できないといった認識の甘さがあったのではないか。行政側は、違法行為を犯すのは業者であり、自らが違法なことをしていなければ責められるいわれはないという姿勢ではなく、積極的に無くす姿勢が住民の負託に応えることとなる。

今回の談合問題により、県民は、県が県民の負託に応える行動をしたのかという不信感を持っているため、今信頼を取り戻さないと大変なことになる。

談合は犯罪であり、根絶すべきものであることを県も業者も十分認識する必要がある。

また、県は、談合により県が被った損害についても十分認識する必要がある。

##### (2) 情報管理の在り方

談合情報がなかった場合でも、高落札率等、入札を巡る不審な現象の解明を行うなど、談合情報の取扱いを、もっときめ細やかに行う必

要がある。

情報管理については、単に秘密にするだけでなく、積極的に情報公開を進めることにより行うべきである。

### (3) 防止策の構築

業者等からの働きかけがあった場合に職員が拒否し、又はその不安を取り除くシステムが必要であるとともに、職員が不正を許さないシステムを導入すべきである。

公益通報者保護法が施行されたことから、県は職員からの内部通報について適切に処理できるよう要綱等の整備を図るべきである。

職員の懲戒処分について、飲酒運転の懲戒処分を考えれば、犯罪である談合についても相当程度の懲戒処分を考慮すべきである。

同一業務への継続した事務従事を避ける意味で、技術職の事務職との人事交流を進めるべきである。

近年、民間企業においてはコンプライアンス（法令遵守）が重視されており、県においても職員のコンプライアンスを徹底していく必要がある。

## 入札等制度改革の骨子

入札等制度改革に当たっては、透明性の確保、競争性の確保、公正性の確保、品質の確保に十分留意し、制度の構築をすること。

### 第1 公共工事における契約の在り方

#### 1 一般競争入札の全面的導入

- (1) すべての公共工事において指名競争入札を廃止し、条件付き一般競争入札を導入すること。

ただし、政府調達に関する協定の適用を受ける場合及び災害等緊急を要する公共工事に対応するため随意契約を行う場合を除くものとする。

## (2) 条件の設定

ア 公共工事の品質確保及び不良不適格業者の参入防止のため、地方自治法施行令第167条の5の規定に基づき、業者の経営力や技術力を総合的に評価した格付を行い、それを条件に設定すること。

なお、競争性を確保することができるように格付の見直しを不断に行うこと。

イ 概ね50名程度の入札参加資格者を確保するなど、競争性に十分配慮した地域要件を、設計金額に応じて設定すること。

地域要件は、競争性の確保が図られる範囲内において設定するものとし、県内建設業者の育成の観点も踏まえ、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とすること。

また、地元業者の施工による住民の安心感・満足感の向上の観点も考慮した地域要件を設定すること。

ウ その他、企業の同種・類似工事の実績に関する要件等については、原則設定しないこと。なお、特殊又は難易度の高い工事に例外的に設定する場合でも運用の厳格化を図ること。

エ 一般土木工事、建築工事等、業種ごとに競争性が十分確保できるような要件設定とすること。

## 2 その他検討を要する事項

### (1) 予定価格の取扱い

事前漏洩の不正を回避できるとともに、入札事務が軽減されることから、現行どおり、予定価格は事前に公表すること。

### (2) 最低制限価格・低入札価格調査制度の取扱い

品質確保や下請け保護の観点から、過度な安値受注等を防止するため、現行どおり、最低制限価格制度を原則とすること。

なお、競争性・品質確保にも十分配慮した最低制限価格の設定方法について検討し、最低制限価格の公表についても検討すること。

### (3) 郵便入札制度、電子入札制度の導入

談合等の事前調整が困難になるとともに、県においても入札締切日まで入札参加者が特定されないため外部からの働きかけを排除でき、更に



は、業者及び県における事務負担の軽減につながる郵便入札制度、電子入札制度を導入すること。

(4) 事後審査方式の導入

一般競争入札を適正かつ効率的に実施するため、入札後に落札候補者の資格審査を行う事後審査方式を導入すること。

(5) 施工体制事前提出方式の導入

不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書を提出させ、履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を導入すること。

なお、工事費内訳書の提出範囲及びその内容については、事務コストを十分勘案の上検討すること。

(6) 総合評価方式の取扱い

価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた者と契約することにより、公共工事の品質確保が促進される総合評価方式の本格導入については、試行結果の内容を十分に分析すること。

(7) 特定建設工事共同企業体（特定JV）の取扱い

特定JVは、業者間の依存関係を醸成し、談合の生じやすい環境を作ることにつながる恐れがあるため、JVのみを要件とする方法は止めること。

(8) 入札ボンド制度の検討

不良不適格業者の参入を阻止する等のため、入札ボンド制度について検討すること。

### 3 随意契約の在り方

随意契約は、地方自治法施行令で定める要件の適用に当たって、真にやむを得ない場合に厳格化すること。また、随意契約を行った場合は、理由を明示して公表すること。

競争性の確保の観点から可能な限り見積合わせを行うこと。

## 第2 建設技術センターの在り方

建設技術センターの現在のような組織・機能は解体的見直しを行い、自立化を図ること。具体的には、県からの積算業務委託は、トンネル、橋梁工事等の高度かつ特殊な工事を除き、原則として廃止すること。また、県職員の派遣も段階的に廃止していくこと。

市町村支援業務は、市町村における状況等を踏まえ、引き続き建設技術センターが担うものとする。

建設技術センター理事長に土木部幹部OB職員を充てないこと。

## 第3 退職職員の再就職の在り方

退職職員の再就職に関しては、職業選択の自由も考慮する必要があり規制が困難な側面があるため、再就職後の県の関係部署への営業活動の自粛期間を現在の1年間から3年間程度に延長するとともに、自粛の徹底について要請を行うこと。

再就職の状況については情報公開し、透明性を確保すること。

## 第4 職員の意識改革及び情報管理の在り方

### 1 口利きへの対応

契約業務等に対する働きかけ、いわゆる口利きがあった場合への対応について、公表を前提とした制度化を図ること。

### 2 内部告発制度

職員の内部通報への対応について制度化を図ること。

### 3 職員への研修制度の充実

法令遵守に対する職員の意識改革について、改めて徹底する必要があることから、様々な機会を捉えて更なる徹底を図ること。

#### 4 監視機能の充実・強化

- (1) 入札・契約制度の構築及びその適正な運用について調査・審議する機能とともに、談合情報について調査検証する機能を付与することなどにより現在の福島県入札監視委員会の機能を充実・強化することについて検討し、入札制度について不断の見直しを図ること。
- (2) 入札業務に対するチェック機能を働かせるため、県の入札制度の運用等を所管する組織を発注部門から分離すること。

### 第5 損害賠償等の在り方

#### 1 損害賠償の取扱い

適正な公共事業の執行と談合等の不正行為の根絶を目指し、県発注の公共工事について、入札談合があった場合の損害賠償の予約条項による請求額を現在の10%から20%に引き上げること。

#### 2 入札参加資格の制限（指名停止）期間の延長

競売入札妨害・談合等の違法・不当な行為を排除するため、入札参加資格の制限（指名停止）期間の上限については、法令で規定されている最大限の24か月とすること。

#### 3 入札に関する情報公開

入札に関する情報管理は、単に秘密にするだけでなく、今以上に積極的に情報公開を進めることにより、透明性の確保を図ること。